

原因の究明できず

政府、水俣病で答弁書

政府は九日の閣議で石田宥金氏（社会・新編）から提出されていた熊本県水俣湾および阿賀野川水銀中毒事件にかんする質問書の政

府答弁書を決めたが、このうち、水俣湾関係の要旨次のとおり。
一、水俣病事件にかんする調査としては、三十四年厚生省の食品

衛生調査会に水俣病特別部会を設置して原因究明を開始した。三十四年から三十六年にかけて、通産省はアセトアルデヒド製造工場にたいする工場排水の水質調査、経済企画庁は八代海南半部海域における水質、底質、潮流調査、水産庁は毒性魚貝類の分布などにかんする調査、厚生省は病因物質確立にかんする医学的調査を行ない、水俣病総合調査研究連絡協議会を設置した。

一、水俣病事件の被害は、二十八年から三十五年にかけて百十一人の患者が発生、現在までに四十一人が死亡、十九人が入院加療

中、五十一人が自宅療養している。

一、患者対策としては、三十三年度予備費から患者収容施設建設補助金二百二十万円を支出、治療研究費として三十三年度から四十四年度までに七百六十万円を支出、リハビリテーションセンターの建設に当たっては厚生年金還元融資から二億一千五百万円を融資した。漁業対策は三十四年度近海出漁奨励金事業特別助成事業として約二百万円、三十五年度真珠母貝養殖事業、漁場転換促進事業に約一千万円を国庫補助した。

一、当時の科学技術水準をもつ

てしても、病因物質の発生過程などを確定することはできなかった。また患者の発生は三十五年の四人を最後に終わった。

一、熊本大学の水俣病にかんする学術的研究の結論は、三十九年から四十年にかけて最終的に取りまとめられたものであり、熊本県の水俣病事件は三十六年ごろまでに溶着をみているなどの事情もあり、政府の結論とするまでに至らなかった。